

2026年度 全日電工連福利厚生制度 せいかつ総合保険制度 ご案内

生活総合保険制度

個人賠償責任補償

所得補償

介護補償

がん補償

生活上のリスクに備える制度です。

日常生活で起こりうるリスクのなかでも、特に心配な4つの備えを充実させることができます。

会社または個人で加入できます。

【加入者】 組合員企業または組合員企業に勤務する役員・正規従業員

【被保険者】 保険の対象は、制度ごとに異なります。

個人賠償 ① 役員・正規従業員 本人とその家族

(配偶者・本人または配偶者の同居の親族※・本人または配偶者の別居の未婚の子)

所得補償 ① 役員・正規従業員 本人

介護補償・がん補償

① 役員・正規従業員 本人

② 上記①の配偶者・子・両親・兄弟姉妹

③ 上記①と同居している親族※

※親族※
6親等以内の血族・
3親等以内の姻族

せいかつ総合保険制度

個人賠償責任補償

所得補償

介護補償

がん補償

【補償の特長】

特長 1

選べる補償！

ご自身の必要に応じて4つの補償から選択できます。

特長 2

家族の補償！

ご本人に加え、大切なご家族も補償できます。（介護・がん）

特長 3

税金がお得！

「生命保険料控除」の対象です。（所得・介護・がん）

特長 4

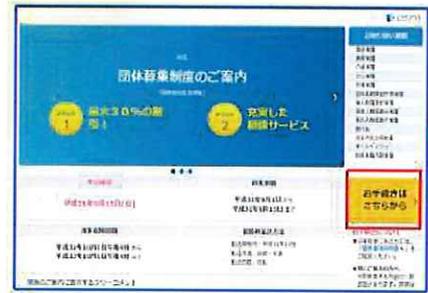
福利厚生制度の活用！

保険料を会社負担し、全員一括付保の場合「福利厚生費」扱いも可能。
※詳細は、税務署・税理士にご確認ください。

(2025年度の会社契約分まで)

★個人契約は、2026年度からデジタル募集となります

- いつでもインターネットでらくらく手続き！
- 保険料は口座振替です。
- 加入者様の口座を「口座依頼書」にてご提出下さい。
- 加入者様(個人契約)の携帯番号をご記入下さい。



個人賠償責任補償 (基本補償)

加入者：役員・正規従業員ご本人様
補償範囲：ご家族までカバーされます



日常生活における偶然な事故で他人にケガをさせる、物を壊すなどにより、法律上の損害賠償責任を負担にした場合

国内は**無制限**、国外は**1億円**まで保険金をお支払いします。

【主な補償内容】

- ・預かり物・レンタル品等の受託品の破損・盗難
- ・別居の未婚の子等の住居の所有・使用・管理に起因する事故
- ・ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産
- ・電車等を止めることで鉄道会社から請求される損害賠償

プラン	年間保険料
基本補償 (Bタイプ)	1,700円
弁護士費用等 補償特約付 (Aタイプ)	3,800円

個人賠償責任補償 (弁護士費用等補償特約付)

基本補償に加えて、保険期間中に

- ①ケガや財物損壊に関するトラブル
- ②人格権侵害に関するトラブル
- ③その他の侵害（痴漢、ストーカー等）に関するトラブル



等により、**弁護士費用**や**法律相談費用**を負担したとき
(※職場や職務遂行に関する精神的苦痛は除く)

一連の原因事故につき**300万円**を限度に保険金を支払います。

基本補償

加害事故

- ・自転車で人を
はねた 等

+

特約

被害事故

- ・自転車にはねられた
等

- ・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス
- ・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

特約加入により自動セット 相談ダイヤル☎

加害者となる場合、被害者となる場合の双方のトラブルに対応できます

このような事故を補償します

基本補償

買い物中に誤って、
高級商品を壊した。



自転車で誤って人を
はねてしまった。



+

弁護士費用補償特約

【トラブル事例】

- ・自転車に轢かれたが、相手が一切治療費を払ってこない
- ・インターネットへの書き込みをされ、誹謗中傷、風評被害を受けている
- ・遊びに来た子供に高額な食器を割られた

国内での事故の**示談交渉**は、
原則、**保険会社**が行います

保険金のお支払い

(国内は無制限、国外は1億円まで)

法律相談や相手との交渉等を弁護士
等に依頼する等により、**弁護士費用**
または**法律相談費用**を負担した

保険金のお支払い

(保険期間中300万円限度)

●自治体によっては、**自転車利用**にともなう
「個人賠償責任保険」が**義務化**されている場合があります。

●「痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス」
痴漢に遭った・痴漢と間違われたとき、対応方法
等について弁護士に**電話相談**できます。

所得補償

加入者：役員・正規従業員ご本人様（満15歳～70歳）
被保険者：ご本人様



病気やケガで働けなくなり、その期間が
免責期間（4日）を超えた場合、口数に応じて
保険金月額 **10万円（20万円）** を最長2年間
お支払いします



告知に該当しない→**ご加入いただけます**

保険金お支払いの例



例 **Aさん（35歳）**

病気により 3.28～7.15まで入院し、退院後、9.15まで自宅で療養しました。

免責期間：3.28～3.31（4日）

就業不能期間：4.1～8.31（5か月）

9.1～9.15（15日）

1口加入の場合に受け取れる保険金は

10万円×**5か月**+10万円×**15/30日**= **55万円** です

※1か月未満については1か月を30日として日割計算

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保険期間	→												
償けない期間			3月28日から	→						9月15日まで			
免責期間(4日)			3月28日から	3月31日まで									
保険金支払対象期間 (就業不能期間)			4月1日から	→					9月15日まで				

▲病気・入院
▲退院・自宅療養
▲復職

┌──────────┴──────────┐
支払対象

介護補償

加入者： 役員・正規従業員ご本人様 (満20歳～74歳)
被保険者： 本人・配偶者等同居の親族



公的介護保険 **要介護2以上** の認定
または保険会社所定の要介護状態と診断
され、その状態が90日を超えて継続し
た場合

【要介護2とは?】

- ・ 歩行ができない、
 - ・ 寝返りが打てない
- などの状態により部分的
介護が必要な状態

介護補償保険金 **300万円**

(一時金) お支払いします

介護にかかる一時費用 平均 **74.4万円**

介護にかかる期間 平均 **61.1**か月

<生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/2021年度>

「公的介護保険」に上乗せ!

年齢	公的介護保険	生活総合保険制度 介護補償 【独自基準追加型】 ¹⁾
20～39歳	(給付対象外)	↑ 年齢 ³⁾ ・原因 ¹⁾ を 問わず対象 ↓
40～64歳	特定16疾患 ²⁾ を原因 とする要介護状態のみ (第2号被保険者)	
65歳以上 ³⁾	原因を問わず対象 (第1号被保険者)	

自動付帯
サービス

「認知症アシスト」

介護補償にご加入いただくと、
認知症に関する各支援サービスが利用いただけます。



・ 「認知症」介護電話相談

認知症の対処法等について、ケアマネジャー、社会福祉士、看護師等による電話相談

・ 脳機能向上トレーニング

【脳を鍛えるトレーニング】

記憶力や注意力等の維持向上を目的としたトレーニング

脳トレ 川島隆太 監修

脳を鍛えるトレーニング



・ 脳の健康度チェック

【のうKNOW】

WEBでの簡単なトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェック



・ 認知症になられた方やご家族に対して、「認知症の人と家族の会」の紹介もできます

がん補償

加入者：役員・正規従業員ご本人様（満15歳～80歳）
被保険者：本人・配偶者等同居の親族



がんと診断確定された場合、入院の有無にかかわらず、お支払いします。ご加入後は待機期間がなく、加入日より補償を開始します！

がん診断保険金 **100万円**

※支払後も加入を継続できます。

補償対象

上皮内新生物、白血病も含まれます。
※再発・転移も対象です。

【お支払いする主な場合】

- ①保険期間中に、初めてがんと診断確定された
- ②保険期間中に、原発がんと関係なく、**新たにがん**が診断確定された
※支払事由に該当した最終診断確定日(その日を含む)から1年を超えている場合
※保険金は保険期間を通じて1回に限られます。

がんと闘う準備金

例) Aさん (35歳)
胃がんと診断され、22日間入院。
(医療費は高額療養費制度を利用)

入院は**短期化**する傾向にありますが...
自己負担額は高額になることがあります！

かかった費用は？ 約**42.7万円**

医療費（自己負担分）+ 差額ベッド代他



【医療費以外にもかかる費用】

- ・通院、リハビリ代
- ・差額ベッド代 (1日あたり) 平均 **6,354円**
1人部屋だと... 平均 **8,018円**
- ・食事代 入院中の食事代 1食あたり **460円**
- ・入院着・交通費・お見舞返し・日用品 など



十分な治療を安心して続けるために！
補償をご準備ください